

「幕別町行政改革大綱（第4次）（案）」に係るパブリックコメントで寄せられた「ご意見の要旨」と現時点での「意見に対する町の考え方」について、次のとおり公表します。

ご意見・ご要望をお寄せいただき誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見などについては、町議会や幕別町行政改革推進委員会からのご意見と併せ、今後の検討の参考とさせていただきます。

---

1 実施期間

平成28年1月6日（水）から平成28年2月5日（金）まで

2 資料の配布場所

- 役場1階ロビー
  - 忠類総合支所1階ロビー
  - 札内支所
  - 糠内出張所
- ※町ホームページにおいても掲載した。

3 提出方法

- 〔持参〕…上記2の資料の配布場所（回収ボックスを設置）と総務課
- 〔その他〕…郵送、ファックス、電子メール

4 提出できる方

町内に在住の方、町内に通勤又は通学している方、事業所等を町内に有している方。

5 意見提出件数

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) パブリックコメントの提出件数     | 1件 |
| (2) パブリックコメント（意見）の延べ件数 | 1件 |

6 意見の要旨と意見に対する町の考え方

次ページのとおり。

No.	ご意見の要旨	意見に対する町の考え方
1	<p>住居表示に関する幕別町の基本的な方針についてお聞きします。住居表示法は、合理的な住居表示の制度をもって福祉の増進に資することを目的としているが、幕別町は住居表示がされていない理由は何なのか。</p>	<p>行政改革推進計画の項目の一つとして、町民との協働に基づく行政経営を推進していくため、安全で快適な生活環境を向上していくことを掲げております。</p> <p>本町の市街地は鉄道駅を中心に、忠類地域においては国道を軸として、住宅地、商業地及び工業地などのバランスのよい、わかりやすい配置に努めているとともに、案内板を設置している公区も多くあることにより、安心・安全の観点からも良好に形成されていると認識しております。</p> <p>また、住居表示を行う場合、町民・町内事業所の住所が変更され、運転免許証や事業所の所在地などの住所の書換手続を町民・町内事業所が行わなければならないことなど、新たな負担が生じることことから、現段階では住居表示を行わない考えであります。</p>